

公募による市有財産売払い要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般競争入札に付し入札者がなかった市有財産又は落札者がなかった市有財産の受付期間を定めた公募（以下「常時公募」という。）による売払いの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(常時公募による売払い)

第2条 市長は、一般競争入札に付し入札者がなかった市有財産又は落札者がなかった市有財産については常時公募によりこれを売り払うものとする。この場合において、その予定価格その他の条件等については、当該一般競争入札のものと同様とする。

(応募の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定により売り払う市有財産（以下「売払物件」という。）の常時公募に応募することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、3年を限度として市長が定める期間を経過していないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する市有財産に関する事務に従事する職員
- (4) 次のいずれかに該当する者（政令第167条の4第1項第3号に掲げる者を除く。）
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - ③ 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である法人
 - ④ 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ⑤ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑧ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるような関係を有している者
 - ⑨ ①から⑧までに掲げる者の依頼を受けて常時公募の申込みをしようとする

者

(常時公募の応募方法)

第4条 常時公募に応募しようとする者は、常時公募申込書(様式第1号)及び見積書(様式第2号)に必要な書類を添付して、別に定める受付期間に大牟田市企画総務部公共施設マネジメント推進課に直接提出しなければならない。

2 同一の受付期間において、同一人が複数の売払物件に応募することができるものとする。

3 2人以上の者が売払物件を共有しようとする場合は、当該2人以上の者全員の連名で応募することができるものとする。この場合において、当該連名した者の全員が前条各号に該当する者であってはならない。

(契約の相手方の審査及び決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による応募があったときは、遅滞なくその内容の審査を開始し、第3条各号に該当せず、かつ、当該応募に係る売払地について予定価格以上の価格を示した者を売払いに係る契約の相手方と決定するものとする。

2 受付期間内において一の売払物件に複数の応募があったときは、より早い時期に前条第1項の応募を行った者から前項の決定を行うものとする。ただし、同時に複数の応募があったときは、くじにより決定するものとする。

(決定の通知)

第6条 市長は、前条第1項の規定により売払いに係る契約の相手方を決定したときは、第8条の売払いに係る契約の説明の時にその旨を市有財産売払決定通知書(様式第3号)により売払いに係る契約の相手方として決定した者(以下「契約決定者」という。)に通知する。

(決定の取消し)

第7条 市長は、契約決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該決定を取り消すことができる。

(1) 正当な理由なく次条に規定する契約に関する説明を受けない場合

(2) 正当な理由なく売払いに係る売買契約を締結しない場合

(契約に関する説明)

第8条 市長は、契約決定者に対し、売払いに係る契約の説明を行うものとする。この場合において、市長は、契約に必要な関係書類を契約決定者に交付する。

(契約の締結)

第9条 市長は、売払物件について、契約の相手方が決定した日の翌日から起算して7日以内に売買契約を締結するものとする。ただし、大牟田市の休日を定める条例(平成元年条例第11号)第1条第1項に定める市の休日の日数は、当該期間に算入しない。

2 前項に規定する期間は、市長が特別な理由があると認める場合は、これを延長する

ことができる。

- 3 市長は、第1項の契約が議会の議決（以下「議決」という。）に付すべき契約であるときは、議決を経たときに本契約が成立する旨を契約決定者に告げた上、その旨を記載した仮契約書により仮契約を締結するものとする。

（契約保証金）

第10条 市長は、契約決定者が次条第2号に定める方法により売買代金を納付しようとする場合は、その者の契約金額の100分の10以上の額（以下「契約保証金」という。）を契約締結の時まで（議決に付すべき契約については、議会が議決するまでに納めさせなければならない。

- 2 契約保証金の納付は、銀行又は市長が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手をもってこれに代えることができる。

- 3 契約決定者が納付した契約保証金は、契約金額の全額を納付したとき、又は契約決定者の責めに帰すべき理由によらないで契約を解除したときは、これを返還するものとする。ただし、契約保証金を売買代金に充当することにより売買代金が完納されることとなる場合は、契約保証金を売買代金に充当することができる。

- 4 契約保証金には利息を付さない。

- 5 契約決定者が売買代金納付の義務を履行しないときは、契約保証金は、市に帰属するものとする。

（売買代金の納付方法）

第11条 契約決定者は、次の各号のいずれかの方法により売買代金を納付するものとする。

（1）売買契約の締結の日（議決に付すべき契約については、議会が議決した日）の翌日から起算して30日以内に一括して売買代金を納付する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（2）売買契約と同時（議会に付すべき契約については、議決後本契約が成立した時）に一括して納付する。この場合、契約保証金は、免除されるものとする。

（売払物件の引渡し等）

第12条 売払物件は、契約決定者が売買代金を全額納付し、市が納付を確認した時に現状のまま引き渡すものとし、市が当該売払物件に係る所有権移転登記を行うものとする。

（費用負担）

第13条 売買契約の締結及び売払物件の所有権移転登記に必要な一切の費用は、契約決定者の負担とする。

（危険負担）

第14条 契約決定者は、契約の締結の時（議決に付すべき契約については、議決後、本契約が成立した時）から売払物件の引渡しの時までの間において、当該売払物件が

市の責めに帰さない事由により滅失し、又は損傷した場合は、売払い物件の修補又は売買代金の減免を請求することができないものとする。

(契約不適合責任)

第15条 契約決定者は、契約締結以後（議決に付すべき契約については、議決後、本契約が成立した以後）に売払物件に係る種類、品質、数量に関して契約に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、契約の相手方が、消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、第12条に定める引渡しの日から2年間は、協議を申し出ることができるものとする。

(遅延損害金)

第16条 市長は、契約決定者が売買代金の支払を遅延したときは、遅延日数に応じ、売買代金の未納部分に相応する額に大牟田市契約規則第33条に規定する遅延損害金の率を乗じて得た額（1円未満切捨て）を契約決定者に支払わせるものとする。

(実地調査等)

第17条 市長は、売払物件の売買契約の条件等の履行状況を把握し、又は当該条件等に反する行為を未然に防止するため必要があると認めるときは、実地に調査し、又は契約の相手方に対し所要の報告を求めることができる。

2 前項の調査は、売買契約の締結の日（議決に付すべき契約については、議決後、本契約が成立した日）から5年間において行うものとする。

3 第1項の規定による調査の結果については、常時公募物件管理カード（様式第4号）に記録整理し、履行確保を図るための資料として活用するものとする。

4 市長は、契約決定者が風俗営業又は暴力団の事務所等による使用を禁止する旨の条件及びその他売買契約の条件に違反したときは、売買代金に30パーセントを乗じて得た額（1円未満切捨て）を契約決定者に支払わせるものとする。

(契約の解除)

第18条 市長は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、自己の責めに帰すべき事由によるものであるかにかかわらず、催告を要せず、契約を解除するものとする。

(1) 正当な理由なく契約を履行しないとき、又は履行期間内に履行の見込みがないとき。

(2) 関係法令及び契約条項に違反したとき。

(3) その他契約の目的を達成することができないと認めるとき。

(補則)

第19条 この要領に定めるもののほか、常時公募による市有財産の売払いの実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成14年2月14日から施行する。

付 則

この要領は、平成17年4月28日から施行し、改正後の公募による市有地売払い要領の規定は、同日以降に常時公募をおこなうものから適用する。

付 則

この要領は、平成18年9月1日から施行し、改正後の公募による市有地売払い要領の規定は、同日以降に常時公募をおこなうものから適用する。

付 則

この要領は、平成18年12月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成19年6月28日から施行し、改正後の公募による市有地売払い要領の規定は、同日以降に常時公募をおこなうものから適用する。

付 則

この要領は、平成19年10月15日から施行する。

付 則

この要領は、平成21年7月16日から施行し、改正後の公募による市有財産売払い要領の規定は、同日以降に常時公募をおこなうものから適用する。

付 則

この要領は、平成22年5月25日から施行し、改正後の公募による市有財産売払い要領の規定は、同日以降に常時公募をおこなうものから適用する。

付 則

この要領は、平成22年10月20日から施行し、改正後の公募による市有財産売払い要領の規定は、同日以降に常時公募をおこなうものから適用する。

付 則

この要領は、平成24年8月22日から施行し、改正後の公募による市有財産売払い要領の規定は、同日以後に常時公募をおこなうものから適用する。

付 則

この要領は、平成２５年８月８日から施行し、改正後の公募による市有財産売払い要領の規定は、同日以後に常時公募を行うものから適用する。

付 則

この要領は、平成２６年１２月１９日から施行し、改正後の公募による市有財産売払い要領の規定は、同日以後に常時公募を行うものから適用する。

付 則

この要領は、平成２８年２月２６日から施行し、改正後の公募による市有財産売払い要領の規定は、同日以後に常時公募を行うものから適用する。

付 則

この要領は、平成２８年１２月２８日から施行し、改正後の公募による市有財産売払い要領の規定は、同日以後に常時公募を行うものから適用する。

付 則

この要領は、平成２９年６月２日から施行し、改正後の公募による市有財産売払い要領の規定は、同日以後に常時公募を行うものから適用する。

付 則

この要領は、平成３０年１月１６日から施行し、改正後の公募による市有財産売払い要領の規定は、同日以後に常時公募を行うものから適用する。

付 則

この要領は、令和２年４月１日から施行し、改正後の公募による市有財産売払い要領の規定は、同日以後に常時公募を行うものから適用する。

付 則

この要領は、令和３年３月１日から施行し、改正後の公募による市有財産売払い要領の規定は、同日以後に常時公募を行うものから適用する。